

Q. 申請書はどこでもらえますか

→市ホームページからダウンロードしていただく方法と谷和原庁舎産業経済課で用紙を受け取る方法があります。

Q. 申請書の提出先はどこですか

→持参される場合は、つくばみらい市役所谷和原庁舎 1 階産業経済課へ、午前 8 時 30 分～午後 5 時の間に来庁してください。

郵送の場合は、〒300-2395 つくばみらい市加藤 237 つくばみらい市役所 産業経済課
新商品開発等支援事業費補助金担当宛としてください。

Q. 補助金は先着順ですか

→予算の範囲内で補助を行うため、申請書類一式が提出された順に審査を行います。交付決定額が予算額に達した時点で終了します。

Q. 補助金を受けたことは公表されますか

→市ホームページにおいて、事業者名（屋号等）、事業内容、交付決定額等を公表します。

Q. 専門家のアドバイスを受けるのが高額でも問題ありませんか

→事業の遂行にその専門家のアドバイスが必要不可欠な理由があれば問題ありません。

Q. 新商品を必ず完成させなければなりませんか

→新商品開発に“取組む”事業が対象となります。実際に販売する商品が完成しなくとも、試作品作成等、新商品の調査・研究・開発に該当すれば、補助金の対象となります。

Q. 毎年新商品を開発しようと思っていますが、毎年申請することは可能ですか

→可能です。

Q. 事業の全部または一部をコンサル業社等に委託することは可能ですか

→一部は認められますが、事業の全てを委託することはできません。委託料は、概ね総事業費の 1 / 2 を超えない範囲内としてください。

Q. 交付決定通知に記載されている金額以上に補助が受けられることがありますか

→ありません。原則として交付決定額が上限となり、実績に基づいて交付されます。

Q. 申請した事業が年度内に完了しない場合はどうなりますか

→年度内での実績報告書の提出をもって、補助金の額を確定し、交付を行いますので、年度内に事業が完了しない（事業完了後、実績報告書が提出できない場合含む）ときは、いかなる場合も、補助金の交付は受けられません。判明した時点で、年度内完成までの事業計画へ変更を行うか、申請を取り下げ（中止）してください。

Q. まず、初年度に調査をして、次年度に商品開発という申請は可能ですか

→2カ年にわたって継続する商品開発の場合は、補助金の交付は受けられません。しかし、各年度で事業目的を明確に分け、初年度に商品開発のための市場調査事業、次年度に、実際の新商品開発事業などとして申請することは可能です。

ただし、それぞれ補助金の交付を受けるには、市の審査に通る必要があります。

Q. 開業届の写しを添付できない場合における業種及び経営状況がわかる書類とは

→收受印の押された確定申告書に加えて青色申告決算書または収支内訳書、農業者の方であれば、農地基本台帳原本の写しなどが考えられます。

Q. 補助を受けたが、翌年廃業してしまった。返還の必要はありますか

→市外への移転でなければ、補助金の返還の必要はありません。

Q. 書類がまだ揃わないが、一部だけ預かってもらえませんか

→書類が揃わないものについては、受付できません。郵送で不備があった場合には、返送させていただきます。

Q. 備品の購入は対象になりますか

→なりません。事業に必要な備品類はリース等で対応してください。ただし、事業の遂行に必要不可欠で、他の目的に使用できない汎用性のないもの等は、対象となる場合がありますので、ご相談ください。

Q. 交付決定を受けた事業が途中で頓挫してしまい、終了した。それまでにかかった経費の補助は認められますか

→そのままでは補助は受けられません。事業の変更申請及び実績報告を行い、それぞれが認められれば補助を受けることができます。ただし、一度取り掛かった事業については、次年度以降の当補助金には非該当となります。当該年度の事業計画を取り下げて、次年度に改めて申請するかは事業者の判断となります。

Q. 領収証を紛失してしまった

→支払を証明する書類がないものについては対象経費となりません。

Q. 自社商品の消費分を補助対象経費に含めることができますか

→できません。自社以外の領収証によって支出が確認できることが必要です。

非該当例：自社製品プリンを試食会で無料配布した損失分

該当例：試食会で配布用プリンを材料を購入した購入費

Q. 鉄道やバスの切符の領収証も必要ですか

→必要です。

Q. 交付決定を受けたが、忙しく全く事業が行えなかった。ペナルティはありますか

→罰則はありませんが、事業が実施できない見込みがあった時点で、必ず中止の申し出を速やかに行ってください。

Q. イベント配付用のノベルティ作成費用は対象になりますか

→クリアファイルやボールペンなど、経費としては対象となりますが、高額なもの、イベントに比して大量に作成したものなどは対象外となる場合があります。

Q. パッケージデザインの変更は新商品開発となりますか

→デザインの変更のみでは対象となりません。パッケージそのものの性能が向上するなど、商品が従来品よりも優れた品質となる必要があります。